

【国際協力人材育成研修】

平成30年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官

福岡文恵

第1 はじめに

平成31年は、法務省がアジアの国々に対して法制度整備支援を行ってから25年となる。その間、支援対象国は年々増加し、支援内容も拡大、複雑化している。そのため、今後、法制度整備支援を適切に推進していくため、支援に携わる人材を幅広く集めていく必要がある。

そこで、当部では、平成21年から、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、支援への理解を深めさせるとともに、将来支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年度1回「国際協力人材育成研修」を実施しており、今回が10回目となる。

以下、今回の研修の概要、結果等につき、研修員2名（本稿末尾）と併せて報告する。

第2 研修の概要

1 研修期間

平成30年11月4日ないし同月15日（移動日含む。）

2 研修場所

(1) 国内研修

当部（東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号 国際法務総合センター）

(2) 国外研修

ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国

3 研修員

(1) 福永宏（法務省民事局付）

(2) 太田裕介（法務省民事局総務課登記情報第8係長）

(3) 市川聖（東京法務局人権擁護部第2課調査救済第3係長）

(4) 後藤圭介（東京地方検察庁検事）

(5) 濱田修（大阪地方検察庁堺支部検事）

(6) 松井あゆみ（宇都宮地方検察庁検事）

(7) 北島亮太郎（さいたま地方検察庁検察事務官）

4 研修内容（概要）

(1) 国内研修（平成30年11月5日、6日、14日及び15日）

ア 「法務省の法整備支援」の講義

イ 「各国法整備支援の概要」の講義

- ウ 国際協力部長による講話
- エ 国際協力部副部長による「長期派遣専門家の仕事」の講義
- オ 国際協力専門官の業務に関する講義
- カ 海外研修オリエンテーション
- キ 資料整理, 研修レポート作成
- ク 課題発表・総括質疑応答

(2) 国外研修(平成30年11月7日ないし13日)

ア ベトナム

- (ア) 長期派遣専門家との意見交換
- (イ) バクニン省人民裁判所訪問
- (ウ) 最高人民検察院表敬
- (エ) ハノイ法科大学日本法教育研究センター訪問・講義
- (オ) JICAベトナム事務所表敬

イ ラオス

- (ア) 長期派遣専門家との意見交換
- (イ) 司法省表敬
- (ウ) サブワーキンググループ活動見学
- (エ) ラオス国立大学日本法教育研究センター訪問・意見交換
- (オ) ルクセンブルクプロジェクトオフィス訪問
- (カ) 国立司法研修所訪問・講義
- (キ) ラオス国立大学法政治学部表敬
- (ク) JICAラオス事務所表敬

第3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成30年11月5日(月)

ア 講義「法務省の法整備支援」(当職)

法務省の法整備支援の概要等について講義を実施した。

イ 講義「各国法整備支援の概要①」(小谷ゆかり, 前田澄子, 鈴木一子各教官及び当職)

ベトナム, ネパール, カンボジア, インドネシア(法務人権省法規総局案件), ラオス及び中国における法整備支援の概要並びに支援内容, 裁判官教官としての各国の活動等について, 講義を実施した。

ウ 国際協力部長講話(森永太郎部長)

我が国とベトナム及びラオスの訴訟制度の違いなどについて講話を実施した。

(2) 同月6日(火)

ア 講義「国際協力専門官の業務」(執行優里国際協力専門官)

研修員の一部は、将来的に国際協力専門官として業務をする可能性もあることなどから、国際協力専門官の業務について講義を実施した。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」（伊藤浩之副部長）

元ラオス長期派遣専門家の経験を踏まえ、長期派遣専門家に必要な能力や役割等について講義を実施した。

ウ 講義「各国法整備支援の概要②」（小島麻友子、岩井具之、梅本友美及び大西宏道各教官）

ミャンマー、ウズベキスタン、モンゴル、インドネシア（最高裁判所案件）、バングラデシュ、東ティモール及び韓国における法整備支援の概要、支援内容等について、講義を実施した。

エ 海外研修オリエンテーション（執行国際協力専門官及び当職）

国外研修の予定の説明や、注意事項等についての説明を行った。



国内研修の様子

2 国外研修

(1) 平成30年11月7日（水）

ベトナム長期派遣専門家との意見交換

松尾宣宏長期派遣専門家から、ベトナムにおけるプロジェクトの歴史、平成30年1月の中間評価を踏まえて修正された現行プロジェクトの目標と成果等に関する説明を受けたほか、翌日傍聴予定のバクニン省人民裁判所における刑事事件（麻薬物質を違法に輸送する罪）に関する事前説明及び質疑応答がなされた。



ベトナム JICA プロジェクトオフィスでの様子

(2) 同月8日(木)

ア バクニン省人民裁判所訪問

ベトナムにおける刑事訴訟の運用の実態、実務家養成の現状等につき、同所長官から説明を受けた後、麻薬の違法輸送罪(法定刑：15年以上20年以下の懲役)に関する第一審の開始手続から判決宣告までを傍聴した。事案は、被告人が、ナイロン袋在中のメタンフェタミンの粉及び錠剤をズボンの左ポケットに入れて運搬したというもので、公安警察官が現認して発覚した事件であった。各研修員は事前に受領していたベトナム刑法の該当条文を参照しながら、熱心に傍聴していた。その後、前記事件を担当した長官及び研修員との間で、事件に関する質疑応答が実施された。

イ 最高人民検察院訪問

国際協力局副局長、法制科学管理局副局長等から、研修員の質問に対する回答が行われた。

先方からは、JICAプロジェクトや歴代専門家に対する感謝の気持ちや、引き続き日本の法務省及び検察庁と協力していきたい旨述べられたほか、改正刑法・刑事訴訟法により検察官に新たな権限が与えられたことを受け、検察官が捜査により深く関わるとともに、積極的に意見を述べ、争訟原則を実現すること、検察官の能力向上のためのセミナー実施や、インフラ整備にも投資していく必要があることなどが述べられた。



ベトナム最高人民検察院での様子



バクニン省裁判所での様子

(3) 同月9日(金)

ア ハノイ法科大学日本法教育センター訪問・講義

同センターに所属する3、4年生の学生約20名を対象に、「日本の刑事訴訟と民事訴訟の違い」と、「不動産登記法」について、それぞれ講義を行った。

各研修員は、学生らに理解してもらうため、通常よりもゆっくりした口調で、難しい表現を分かりやすい日本語に言い換えるなどしながら説明していた。

イ JICAベトナム事務所表敬

岩間望次長により、ベトナムにおけるJICAの活動の歴史や現在実施してい

る支援の概要等について詳細な説明がされた後、研修員らの質問に対する回答がされた。岩間次長からは、ベトナムは賃金が安く、勤勉な国民性から、日本企業の進出が加速している一方で、賃金が上がってくればすぐに他国に目を向けられてしまうことから、岐路に差し掛かっているといえること、JICAの活動としてガバナンス強化に力を入れており、国会能力向上、公務員制度改革、国家幹部を日本に招いて研修を実施していることなどについて説明がされ、研修員は興味を持って意見交換を行っていた。

(4) 同月12日(月)

ア ラオス長期派遣専門家との意見交換

伊藤淳長期派遣専門家から、2003年以降のラオス法整備支援プロジェクトの概要、現行プロジェクトの特色等について説明がされた上、入江克典長期派遣専門家及び佐竹亮長期派遣専門家を交えて研修員との質疑応答が行われた。

イ 司法省表敬

法務審査評価局長から、ラオス司法省の歴史及び司法省と日本の法務省の協力関係について説明を受けた。印象的だったのは、なぜラオスは日本に支援を求めているかという局長自身が設定した問いに対する答えであった。局長によると、「人を育てることの大切さを教えてくれたのが日本であるから」であり、ラオス国内において日本の支援を受けたことにより、直接的には少なくとも200人以上の人材が育成され、深い議論ができるようになっただけでなく、同人らが教官として教えることなどにより間接的には2000人以上が育ったとのことであった。また、他国による支援で見られる押し付け型ではなく、ラオス人の考え方、習慣、文化等を踏まえた上での寄り添い型の日本の支援がいかに重要であるかが述べられた。



プロジェクトオフィスでの様子



司法省での様子

ウ 教育改善サブワーキンググループ会合(第1回)見学

ワーキンググループメンバー9名が参加し、今後の活動の進め方、活動で扱う内容、必要な活動内容について、意見交換や質疑応答がされた。メンバーの一人からは、主要メンバーが出席していないため、今後の活動等について本会合で決

定することは難しく、各機関に持ち帰る必要があるとの意見が出され、研修員はワーキンググループ活動を実施する上での難しさについても理解を深めることができた。

エ ラオス国立大学日本法教育センター訪問・意見交換

同センターに所属する学生4名のほか、同大学に所属する多数の学生に参加いただき、研修員との質疑応答を実施した。学生らとの質疑応答を通じて、現在行われている教育内容、使用している教材等（JICAプロジェクトで作成したハンドブック等も使用）について知ることができ、JICAプロジェクトの成果物が普及していることの一部を窺うことができた。

オ ルクセンブルクプロジェクトオフィス訪問

ラオス国立大学の一室にオフィスを構えるルクセンブルクのプロジェクトの専門家から、ルクセンブルクプロジェクト（2017年から2022年までの5年間、ラオス国立大学法政治学部や国立司法研修所をカウンターパート機関として実施。大学カリキュラムや司法アクセスに力を入れている。）について説明を受け、オフィスを訪問した。



サブワーキンググループ会合の様子



日本法教育センターでの様子

(5) 同月13日(火)

ア 国立司法研修所訪問・講義

同所の法科大学院生及び講師約100名が参加し、研修員による講義が実施された。「日本とラオスの司法機関の比較」と、「日本とラオスの刑事訴訟法(捜索)の比較」をそれぞれテーマとして講義を行い、その後質疑応答が実施された。

研修員は、双方向型の講義を意識してそれぞれが伝え方を工夫しながら講義を進め、講師及び学生からは、①日本の裁判官や検察官には汚職がない理由、②事件が不起訴となった場合の審査機関の有無、③地位が高い役人が起訴される場合の優先権の有無等について、多数の質問がされた。

イ ラオス国立大学法政治学部訪問

ラオス国立大学法政治学部長及び法政治学科長から、ラオス国立大学法政治学部の概要説明及び同部とJICAプロジェクトとの関係について説明を受けた。学部長からは、同学部は10年以上法整備支援に関わり、これまでに同学部の多

くの教官がJICAプロジェクトに参加して知識を高め、人材育成を行うことができたとして、プロジェクト活動に対する感謝の気持ちが述べられた。それと同時に、解決すべき課題として、①プロジェクトに参加する教官が本業とプロジェクト活動を両立させることの難しさ、②役職を持っている教官のプロジェクト活動への出席率の低下、③カウンターパート機関4機関の調整の難しさ、④若すぎるメンバーがプロジェクト活動に参加しても効率性が上がらないこと等があり、どのようなメンバーであっても、プロジェクト目標を達成できるよう覚悟を持って臨むべきであるとの学部長の熱い思いが述べられた。



国立司法研修所での講義の様子



ラオス国立大学法政治学部での様子

ウ JICAラオス事務所表敬

海外研修の締めくくりに当たり、米山芳春所長からご挨拶いただくとともに、押切康志次長からラオスの概況及びJICAラオス事務所の概要につき説明を受けた。押切次長によると、ラオスの人口は1000万人台に満たないものの、人口構造はピラミッド型（25歳未満の人口53パーセント）であり、これからの国である一方、ラオスに進出している企業は現在140社と少なく、その理由としては、人口が少ないために労働者を集められないこと、内陸国であり輸送コストが高いことが挙げられるとのことであった。

3 国内研修後半

(1) 平成30年11月14日（水）

資料整理及び発表準備

(2) 同月15日（木）

ア 課題発表・総括質疑応答（森永部長，伊藤副部長，当職ら当部教官）

研修員が自ら設定したテーマに基づき発表を行い、森永部長を始めとする当部職員と質疑応答を実施した。

研修員が設定したテーマは以下のとおりである。

(ア) 福永研修員「法整備支援で得た知見を日本にどうにかせるか」

(イ) 太田研修員「法整備支援の意義」

(ウ) 市川研修員「日本的法整備支援を可能にする現地専門家とカウンターパート

機関との関係構築」

(エ) 後藤研修員「ベトナムとラオスの法整備支援の今後」

(オ) 濱田研修員「法整備支援の実効性向上のために」

(カ) 松井研修員「検事が法整備支援を行う意義」

(キ) 北島研修員「法整備支援の今後」

イ 閉講式

第4 所感

研修員は、国内研修での講義の中で、日本の支援の特徴を学び、ある程度理解はできていたと思われるものの、まさに百聞は一見に如かずであった。カウンターパート機関との意見交換等を通じて、寄り添い型といわれる日本の法整備支援活動が、現地にどのように受け入れられているか、身をもって知ることができた。また、カウンターパート機関や現地専門家との意見交換により、歴代の現地専門家がどのようにして対象国のカウンターパート機関との間で信頼関係を築いてきたかを知ることができ、その信頼関係を継続していくために今後の現地専門家に求められることについて、それぞれが真剣に考えていた。

各研修員は、国内研修前半が終了して海外研修に臨むに当たり、研究テーマを設定し、帰国後に同テーマについて発表することになっていたところ、ベトナムとラオスの各訪問先では、研究テーマを意識しながら積極的に質問し、研修員同士でも活発に議論して研究を進めていた（研究の成果については、本稿末尾に掲載されている研修員2名の記事を参照されたい。）。

また、研修員からは、支援の終わりが見えつつあるベトナムと、ベトナムに追いつこうと成長途上にあるラオスの2か国を訪問することにより、両者を比較して法整備支援について考えることができた上、今後の法整備支援活動を実施していく上での課題について、より深く考えることができたとのコメントがあった。移動時間が増えて研修員に負担をかけることにはなるものの、訪問先として2か国を選択したことの意味は大きかったといえる。

これまで9回実施した国際人材育成研修の研修員は、その後当部に合計7名配属されている。本研修員の中から、将来法整備支援に携わる人材が一人でも多く輩出され、活躍されることを願っている。

平成30年度国際協力人材育成研修

宇都宮地方検察庁検事

松井 あゆみ

第1 はじめに

今回、念願叶って国際協力部の国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。

本研修は、平成30年11月5日（月）から同月15日（木）までの11日間の研修であり、同月7日（水）から同月11日（日）はベトナム、同日から同月13日（火）はラオスにて研修し、国外での研修の前後に国内での研修プログラムが組まれていた。国内研修は、東京都昭島市にある国際法務総合センターで実施された。

研修員は、検事4名（うち1名は法務省民事局に出向中）、検察事務官1名、法務省職員1名、東京法務局職員1名という構成だった。

この度、検察庁内部で働いているのでは到底経験できないような貴重な経験をさせていただいたので、本研修の概要や感想等を報告する。

第2 国内研修（出国前）

- 1 私が本研修に参加できたのは、武田典文元宇都宮地方検察庁検事正のご厚意によるところが大きい。

ある日、始業直後頃、突然武田元検事正から呼び出しを受けた。武田元検事正は、「君、以前、法整備支援に興味があると言っていたよね。研修の声がかかっているけれど、どうする。小さなお子さんもいるし、ご家庭のこともあるから、即断はできないかもしれないけれど。」とおっしゃった。有り難いことに、武田元検事正は、随分前の宴席で、私が、「法整備支援や国外での仕事に興味がある。」旨申し上げたのを覚えておられたようだった。

私が是非参加したい旨即答すると、武田元検事正は、執務机に広げられた朝刊に目を落とし、研修期間を述べられた。武田元検事正は、研修応募の電話を受け、とっさにお手元の朝刊に研修期間をメモし、直ちに私をお呼びになったのだと思い、募集が打ち切られる前に私にチャンスを与えようと動いてくださった武田元検事正のお心遣いを、本当に有り難く感じた。

- 2 私は、当時、6歳と4歳の子どもを抱えていたが、同居の夫や近くに住む実家の両親の理解と支援が得られ、家族総出で本研修に送り出してくれた。

- 3 入寮日は研修前日であったが、早速買い出しをして、研修員顔合わせをした。研修員は、皆、経験豊かで魅力的な人物ばかりであり、また、民事局に出向中であつた福永局付とは2年前に東京地検でお世話になったご縁もあり、初日から楽しいひとときであった。

4 国内研修では、本研修の担当教官である福岡教官から法務省の法整備支援に関する概括的なご講義をいただいたのに始まり、各教官から各支援対象国の情勢と支援の現状等について講義をいただいた。

いずれの教官にも共通して感じられたのが(福岡教官は明言されておられたが)、「法整備支援」という言葉は使いながらも、実態としては「国際協力」という意識でおられるのだなということであった。単なる言葉のニュアンスかもしれないが、「力のあ
る者が力のない者を支え援助する」ような発想ではなく、「背景の違う2者がお互い
対等な関係で、互いの知識を共有しよりよい制度を構築する」という意識でおられる
ように感じられた。

伊藤国際協力部副部長からは、長期専門家としてラオスの法整備支援に携わられた
体験談等をいただき、「現地での支援活動」というキーワードが、にわかに現実味を
帯びてくるような感じがあった。特に、「法律を学ぶ学生のために講義をしに行った
ラオスの裁判官が、講義前に、学生の前でマイクを持って熱唱し、学生は学生で手拍
子し、さらに、返礼で学生がまた歌う」という写真を見たときは、心底文化というも
のを感じた。伊藤副部長は「ラオスの人は歌が好きなんですよ。」とさらりと流され
ていたが、どうせ教えられるなら親近感を持ってもらった方が意思疎通レベルが向上
し互いに有益である、そういったところはむしろ日本が学ばねばならないのでは、と
感じた。その後国外研修に出て、「むしろ日本も学ぶべき」と感じた点は多々あったが、
国内研修でもそのような気づきに恵まれた。

森永国際協力部長は、約2時間という長時間の講義を、完全にノンペーパーで行わ
れた。ノンペーパーであるにもかかわらず、平易明快な語り口で、ベトナムとラオス
の両国についてその歴史から紐解かれ、最新のベトナム情勢までを一気にご講義され
た。内容の充実度もさることながら、正に当事者としてベトナムの法整備支援に携わ
れ、ベトナムの国会議員に対して直接制度趣旨を説明するという修羅場までくぐられ
てきた経験値と迫りに圧倒される思いであり、部長の、ベトナムと心中しそうな勢い
に、法整備支援に携わる者の覚悟のようなものを感じた。

研修初日には、研修後にアジア極東犯罪防止研修所の所長及び教官にもご参加いた
だき、楽しい宴席を設けていただいた。本研修には、平成30年10月から国際協力
部教官に着任し、平成31年4月から長期派遣専門家として現地に派遣される予定の
教官3名(裁判官出身。うち1名は国外研修中に合流)も参加されたのだが、執行専
門官イチオシの、冷凍レモンが丸ごと入った酎ハイを飲み交わすうち、期が近いこと
もあり、忌憚なくやりとりできる関係になれたのが有り難かった。

5 出国前の国内研修では、想像していたよりも、支援対象国の状況が国ごとに違うこ
とに驚いた。例えば、ベトナムは、日本の法整備支援対象国第1号であり、約四半世
紀にわたる支援の結果、大方の法制度は整備され、残すは法令相互の矛盾解消や人材
育成制度の実効的運営等であり、日本の支援も集大成を迎えようとしているようだっ
た。一方、東ティモールは交通網情報網の発達未了ゆえ、紛争解決が、部落の首長に

よる伝統的な手法にのっとり判断等によっているところも少なからずある上、旧宗主国を同じくする他国の法律を丸ごと写して自国法としたために、混乱や法機能不全を招いているとのことであり、支援もまだまだこれからという様子だった。

そして、今一番ホットな話題は「不動産登記」なのだと知った。確かに、海外からの投資を呼び込むには民事法制度の整備は不可欠であり、投資等となれば担保法整備は極めて重要である。

ここで、「主に刑事分野で働いている検事に法整備支援をする適格はあるのか。民事に強い弁護士、民事局職員、裁判官などが主力になった方が直截的でいいのではないか。」という疑問が生じた。「法整備支援をしたいぞ」と思いながら本研修に臨んだ私は、ある意味、出鼻をくじかれた形になった。

福岡教官が、研修員各自が研究テーマをもって国外研修に臨み、帰国後、研究テーマについて発表をするよう指示されたことから、前記疑問を研究テーマにすることとした。

第3 国外研修（ベトナム）

国外研修では、支援の現場を実際に見学し、カウンターパートの方々から貴重なお話をいただいた。訪問先も多数に上り、教えを受けた相手も多数に上るため、ここで全てを報告することは叶わないので、特に印象に残った点に絞って報告したい。

1 松尾専門家との講義及び懇親会

ベトナム入国初日に、ベトナム JICA プロジェクト事務所において、検事出身の松尾長期派遣専門家から、ベトナムに対する法整備支援の歴史、現状及び現状の課題等についてご講義いただいた。

直近の問題として、日本に対して支援を求める主体と支援内容が多様化し過ぎ、取扱い領域が過度に広がってしまっていること、個々の支援活動が場当たりのになっていること、縦割り行政から来るプレーヤー（ベトナムの最高裁、最高人民検察院、司法省）の共通理解の不存在等が問題になっていることなどを学び、「求められるままに支援すればよい」というものでもないということがよく分かった。

法整備が難航する場面について講義いただき、一党独裁制を取っていることや、公務員の給料が極めて低額であることなどによる根深い汚職文化等の問題が、よりよいベトナムの法制度の成立を阻んでいると感じた。松尾専門家やその後に訪れた JICA 事務所の方々は、そのことを、我が事のように不満に感じておられるようで、それが逆に、「よその国の話なのに、こんなに親身になって我が事のように向き合っておられるのだな。」と感じさせられ、頭の下がる思いだった。

同日夜は、松尾専門家が懇親会を設けてくださり、本研修グループに加え、松尾専門家、オフィススタッフの寺本さん、若手検察事務官在外研究（一斉考試で優秀な成績を収められた検察事務官の研修）の4名も一緒に楽しんだ。

2 バクニン省人民裁判所での法廷傍聴

バクニン省人民裁判所では、実際の刑事裁判を傍聴した。

ベトナムの刑事訴訟は職権主義を採用しており、また、起訴状一本主義ではない（裁判官は公判前に全事件記録に目を通してている。）ことから、訴訟進行のみならず被告人質問も裁判官が主導していたが、これはこれでスムーズであると思った。

加えて、ベトナムでは、弁護士適格が弁護士に限られておらず、弁護士資格の取得制度も統一されていないことから、こと地方では弁護士の地位が高くないとのことであった。弁護人に一定のレベルが求められない現状では、職権主義はよく機能していると思った。

なお、ベトナムでは、法曹三者の実力の底上げ及び共通教育を施すことにより共通の基盤を構築することを目指し、法曹三者の養成制度の整備を進めているところであるとのことであった。

法廷後に裁判長が質疑応答の時間を設けてくださったが、そのときお話になった事実認定プロセスは、日本の検事として全く違和感のないものであり、「真実を発見しようとする人間は、皆考えることが同じなのだ。」と思い、嬉しくなった。そればかりか、裁判長の認定はとても簡にして要を得たものであり、いささか頭でっかちになりがちな日本の裁判所は、少し見習ってもいいのではないかと感じた。

3 ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける研修員講義

ハノイ法科大学日本法教育研究センターは、名古屋大学のサテライト校であり、学部の勉強に加えて、日本語教育を受けると共に、日本の法制度について勉強する場である。教員には日本の弁護士もおり、高密度でハイレベルな日本法制度教育が行われていた。

研修員にとって、前日のバクニン省での法廷傍聴が、正に「百聞は一見に如かず」であり、大変よくベトナムの刑事裁判が理解できたため、講義当日の朝、研修員で相談し、日本の刑事裁判を理解してもらうべく、急遽、模擬裁判を演じることにした。

事案は、コンビニエンスストアにおける万引きで、犯行を目撃した店員に現行犯人逮捕されるも、「よその店で買ってきた物であって、盗んでいない。」として犯行否認するというシナリオにした。被告人、目撃者、検察官、弁護士役を研修員で分担し、裁判官役を裁判官出身の教官をお願いした。

模擬裁判では、冒頭手続から判決宣告までを演じたが、検察官役、被告人役及び弁護士役の熱演もあり、結審した時点で学生に対し有罪か無罪か意思表示をしてもらったところ、ちょうど半々くらいに分かれるに至った（判決は有罪であった。）。学生は、皆とても熱心で、目をきらきらさせながら真剣に模擬裁判を見てくれた。

その後、研修員が、日本の民事訴訟と刑事訴訟の違いについての講義と、日本の不動産登記制度について講義を行ったが、司法試験に出るようなハイレベルな質問も飛び出し、学生の能力の高さに舌を巻いた。

その後、学生を交えて昼食を取った。そこで私は、JICAオフィスでアルバイトをしながら前記センターで勉強しているという学生と話をした。彼女はハノイ出身で、明るくて配慮のある、聡明な女性だった。彼女に「あなたたちは、将来この国のリー

ダー的な役職に就くのでしょうか。」と言ったところ、彼女は「公務員になるつもりはありません。お給料が安いから。私の知っている裁判官は、20年以上裁判官をしている立派な人だけれど、未だに家も買えず賃貸の家に住んでいます。公務員は、コネクションかお金（賄賂）がないと偉くなれません。私は弁護士になってベトナムにある外国の弁護士事務所に入り、対外的な仕事をしたいです。」と話した。能力ある人材が持つ展望の現実を、目の当たりにする思いだった。私は、かつて、検察庁で指導係検事として司法修習生の育成と検察任官適格者の選定に携わったことがあったが、「民間への人材の流出」という問題は、ベトナムにもあるのだなと感じた。

しかし、ベトナムは、「我が国を良くしよう」という志のある優秀な人材を継続的に確保できるのだろうか。我が事のように心配になった。

4 JICAベトナム事務所訪問

JICAベトナム事務所では、次長より、ご講義をいただき、ベトナムが、若い人口を多く抱えることによる豊富な労働力、長いシーレーン等の強みをいかし、海外からの投資も多く、順調に経済成長を続けていること、日本が多岐にわたって支援をしており、最大のドナーであること、法整備支援は多岐にわたる支援の中の「ガバナンス支援」の一つであることなどを学んだ。

やはりここでも共産党の意思決定という壁があるほか、それ以外にも文化の違いを背景とする様々な問題があるようで、講義をしてくださった次長は『「ああ、(ベトナム人の考えが)分からない!』と叫びながら仕事をしていますよ。それでも理解する努力を怠っちゃいけないんですけどね。』と冗談めかしておっしゃっていたのがとても印象に残った。

第4 国外研修（ラオス）

1 ラオス長期派遣専門家との意見交換

ラオスでは、検事出身の長期派遣専門家である伊藤専門家に大変お世話になった。

ラオスに対するJICAのプロジェクトは2003年からフェーズを更新しながら現在まで続いている。その中で、基本法の整備（本研修後の平成30年12月6日、同プロジェクトで起草支援をした民法典が国会で承認され、めでたく成立に至った。）と現場のためのチャート作成や人材育成のための教材作成を達成し、現在は、主に、人材育成に重点を置いた支援をしているとのことであった。「法律を扱うラオスの人々が、自分で考える力を身につけることが大切だ。」というお話があったが、またしても指導係のときの経験を思い出した。どこでも、人が人を育てるときに重視する点は同じなのだなと思い、嬉しくなった。

その中で、現地のメンバーで構成されるサブワーキンググループ会合を見学させていただいた。同会合では、現在の裁判所の事実認定がどうなっているかを調査し、問題点を顕出し、それを踏まえて教材を作成するための具体的な手順を詰めていた。見学していて、長期派遣専門家が、通訳を介して多様な職種のラオスのメンバーと議論

し統括するのは、相当なご苦勞があるのだろうと察した。他機関と連携しながら問題を解決していく、普段の仕事を思い出した。

こうしてみると、法整備支援の現場では、法律の知識もさることながら、現状把握、問題抽出、解決方法の模索と工夫、関係機関との連携といった要素が重要であり、それらの要素は、全て、検事が日々の業務で行っていることであるから、検事に法整備支援の適格はあるではないかと考えるに至った。

日本の総理大臣も訪れたラオス料理店における宴席で、伊藤専門家が「検事の仕事では、『被疑者はどうしてこういうこと言うのかな〜』とかいろいろ考えていろいろ工夫してみる。法整備支援でもやってることは同じ。そうやっていろいろ考えるのが好きだから、法整備支援、おもしろいんだよね〜。」とコメントされたが、密かに「我が意を得たり」と思った次第である。

2 国立司法研修所における研修員講義

国立司法研修所は、法務省の職員を育成する施設であり、この度、研修員が、同所の学生に対して、日本とラオスの司法機関の違いというテーマと、日本とラオスの捜索差押手続の比較というテーマについて、講義することとなっていた。

講義が始まってから学生に聞いてみたところ、受講生は、法学を学ぶ学生ではあるものの、学んでいる法律も人によって異なり（経済法を学ぶ者が多かった。）、刑事法について学んでいる者は全体の3分の1にも満たなかった。

私は、後半のテーマの主任だったが、このことを知り、焦った。事前に用意してきた資料は、可能な限りシンプルで分かりやすいものにしたつもりだったが、それでも刑事法を全く知らない学生には難易度が高すぎると思ったからであった。

そこで、「詳細な制度の説明や条文解釈に時間を割くより、まず比較法に興味を持ってもらおう。日本とラオスは違うんだ、でも同じ所もあるんだ、ということを知ってもらおう。そして、同じ所があるのはそれが本質だからだ、ということを知ってもらおう。」と考えた。

そして、グループメンバーのサポートを受けながら、時間が許す範囲で学生の見解を聞き、それに答える双方向の講義を心がけ、何とか講義を終えた。

双方向講義でほぐれたのか、質疑応答の時間は、たくさんの質問が出てきたが、「どうして日本の裁判官や検事は賄賂をもらわないのか。」といった汚職関連の質問が多く、文化や国家の現状の違いをしみじみと感じた。

3 JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所では、事務所長より、支援の概要の講義をいただいた。その中で、「ラオスでは、『周回遅れのトップランナー』を売り出し文句にしています。『1周回って、ラオスが最先端じゃない?』というのを狙っている。例えば、最近になってスターバックスはプラスチックのストローを廃止したけど、ラオスなんか(貧乏だったのもあるけど)100年前から竹のストローだ。」と笑いながらおっしゃっており、頼もしく感じた。

しかし、言われてみればそのとおりなのである。これから法制度を整備するということは、現在までの人類の叡智を反映させた法制度からスタートできるということに他ならない。人類最高の法制度を整備すれば、ラオスは法制度において世界のトップランナーである。第一次産業に従事する人口が多い現在のラオスでは、必ずしも直ちに必要とはならない制度もあるかもしれないが、今後ラオスが発展していき、海外からの投資が増えてくる前に、ラオスに不当な不利益がないようにしておくことは、ラオスにとって間違いなく有益である。

長い人類の歴史を踏まえた最高の法制度を、既存の法制度というしがらみが比較的少ない中で構築できるということも、法整備支援の大きな魅力の一つではないかと思った。

第5 国内研修（帰国後）

帰国翌日に、各研修員がそれぞれの研究テーマについて発表を行った。

最後に、部長から大変立派な研修修了証書を頂戴し、皆で記念撮影をし、とても良い思い出になった。

第6 最後に

一法曹として、遅ればせながら、国際的な視野が身の内に芽生えたような感覚を得ることができた。有り難い機会を与えていただいたと思っている。

支援対象国は、文化も歴史も現状も、各国全く日本と異なり、「日本の法制度を押しつけて何とかなるものでは到底ない」ということが肌身で分かった。だからこそその相互理解、寄り添い型支援なのだと分かり、日本の法整備支援は、手間も時間もかかるが、素直に、とても良いものだと感じた。

ただ、これだけバックグラウンドが違うのに、真実発見のための事実認定や、人材育成の現場で重視されていることは、驚くほど共通していて、「結局同じ人間なのだ」という当たり前のことにも気づかされた。この共通性は人間の根本的なものだと思うので、根本で共通しているということは、相互理解に苦しむ中で救いになるのではないかとも思った。

教官、長期派遣専門家及び専門官を見ていると、正にその存在が、日本と相手国との架け橋であり、相互理解であり、将来の日本の力となっていると感じた。

最後に、入寮から退寮まで、全行程をひたすら研修員のサポートに徹し、陰に日向にエネルギーに支えてくださった執行専門官（個人的には、積極的に相手の文化の中に入っていく度胸を学ばせていただいた。）、研修員の面倒を見ながら手際よく教官業務をこなされていた福岡教官、貴重な休日までお付き合いいただいた松尾専門家とお子さん方、伊藤専門家、現地でお話しいただいた関係各位、森永部長始め教官方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げたい。

法整備支援に携われる日を夢見ながら、報告を終えることとする。

平成30年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局総務課登記情報第八係長

太田裕介

第1 はじめに

筆者は、平成30年11月5日から同月15日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が主催する平成30年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を頂いた。

本研修は、我が国における開発途上国に対する法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するものであり、国内において国際協力部による法整備支援に関する講義の受講並びにベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）及びラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）を訪問し、我が国の法整備支援の現場を直接見聞することにより、我が国の法整備支援をより具体的な形で理解し、必要な知識及び技術を習得することを目的とするものであると認識している。

本稿は、本研修の概要や本研修に参加した筆者の感想等について報告するものである。

第2 本研修の概要等について

1 国内研修（国外研修前）

国際協力部において、国際協力部の部長、副部長、教官及び国際協力専門官から、我が国による支援が行われている各国の概要及び支援状況、国際協力部の業務内容等について講義いただいた。

多くの国々についての支援状況等の説明を受けたところ、法整備支援の全体像、国によって支援の内容や難しさ等が異なること、日本では相手国のカウンターパートと密接にコミュニケーションを図り、相手国に寄り添って支援を行う方法を探っていることが特色であることなどについて、一定の理解をすることができた。

2 国外研修

(1) ベトナム

ア ベトナム長期派遣専門家との意見交換

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）長期派遣専門家から、ベトナムにおける法整備支援の現状について説明をいただくとともに、意見交換を行った。

国外研修における最初の訪問先であり、法整備支援の具体的なイメージを持っていない中で、直近の業務日程や具体的な業務の状況等を説明いただき、大変有意義なものであった。

イ バクニン省人民裁判所における刑事事件傍聴及びワーキングセッション

バクニン省人民裁判所の長官から、ベトナムにおける刑事手続の改革と裁判所の役割、法律実務家養成の現状等について説明を受けた後、刑事事件（違法薬物の

輸送に関する事件)の裁判を傍聴した上で、長官とのワーキングセッションを行った。

私はそもそも日本の刑事裁判をあまり承知していなかったものの、事前にベトナムの裁判の特徴（職権主義的に裁判官による進行が行われること等）について長期派遣専門家から説明していただいていたところ、当該特徴を実際に見聞することができた今回の裁判傍聴は、非常に印象深いものとなった。

ウ 最高人民検察院表敬

最高人民検察院を表敬し、国際協力局副局長、法制科学管理副局長らと意見交換を行った。

当日は条約交渉の真っ最中であり、ほとんど時間がないにも関わらず我々の表敬を受けてくださったとのことであり、事前に提出した研修員の質問にまとめて答えてもらう形にはなったものの、忙しそうな雰囲気も出さずに真摯に回答いただいた上、その後の写真撮影にも丁寧に対応いただいた。この点、日頃の日本の法整備支援に対する恩義等を感じられていることの表れでもあるようにも感じた。

エ ハノイ法科大学日本法教育研究センター訪問及び講義

ハノイ法科大学日本法教育研究センターを訪問し、同センターの学生に対して、「刑事訴訟と民事訴訟の違い」及び「日本の不動産登記制度」をテーマとして講義を行った。

講義の内容としては初歩的なものではあったとはいえ、日本語のみで行ったにも関わらず、ある程度理解して聞いていたようであり、また、想定していたよりもハイレベルな質問もあったところ、非常に優秀な学生たちであると感じた（多くが日本語の勉強を始めて数年程度とのことであり、自分に置き換えて考えてみると、数年程度学んだ外国語で法律を理解することができるようになるとは到底思えない。）。

オ JICAベトナム事務所表敬

JICAベトナム事務所を表敬し、同事務所の次長からベトナムのODAの概要等について説明を受けた後、意見交換を行った。

本表敬を受けてくださった次長らは、JICAベトナム事務所において法整備支援を含んだガバナンス部門を担当されている方々とのことであり、より広い観点で、ベトナムの支援の難しさや有効な支援を行うために努力されていることなどを説明していただき、大変有意義なものとなった。

(2) ラオス

ア ラオス長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家から、ラオスにおける法整備支援の現状について説明を受けた後、意見交換を行った。

民法典が成立間近な状況にあること、現在は人材育成の観点での支援が中心となっており、日本の事実認定についての考え方を教え始めている状況にあることなど、ラオスにおける具体的な支援状況等について伺うことができた。

イ 司法省表敬

司法省を表敬し、同省法律審査局の局長から、司法省の歴史やこれまでに受けた日本の法整備支援の内容等について説明を受けた後、意見交換を行った。

意見交換の際、寄り添い型ではない国からの支援で何か役に立ったことはないかという質問をしたところ、寄り添わない形での支援で役に立ったものはないと断言した上で、他国が紹介した法案について、仮にベストなものであったとしても、ラオス人が理解した上でベストだと感じない限り、その法案の精神は将来に続いていかないし、意味がないという趣旨の回答を頂き、日本式の法整備支援のやり方が有意義なものであると感じた点で、深く印象に残っている。

ウ サブワーキンググループ活動見学

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学のメンバーで構成されている教育・研修改善サブワーキンググループの活動(会議)の見学を行った。

会議の見学時間としては短時間であり、また、新たに参加したメンバーも複数いたようで会議の内容としても深いものではなかったが、複数の関係機関がある中で、サブワーキンググループとしての活動の方向性等を決めていくこと自体も大変そうな印象を受けた。

エ ラオス国立大学日本法教育センターにおける意見交換

ラオス国立大学日本法教育センターの学生との意見交換を行った。

意見交換のテーマも特に決められておらず、自由に日本の研修員と学生らがそれぞれ質問を行う形式とされたところ、意見交換が始まった時点では、どのような趣旨でこの場が設けられたのかがよく分からなかった。しかし、初対面の外国人に対して通訳を介する形でのコミュニケーションにより相手方の緊張をほぐしつつ、信頼関係を構築していくというプロセスが必要となるところ、当該プロセスは日本の寄り添い型の法整備支援を行う上で重要なものであることから、当該プロセスの訓練という趣旨であったのかと後に理解した。

オ ルクセンブルグプロジェクトオフィス見学

ラオス国立大学内にあるルクセンブルクオフィスを訪問し、同オフィスの Chief Technical Advisor から、同オフィスにおけるプロジェクトの概要について説明を受けた後、意見交換を行った。

本説明及び意見交換は全て英語で行われ、全く理解することができなかった。当然のことではあるものの、法整備支援を行う者としては語学力も重要であることを再認識させられることとなった(支援対象国のカウンターパートとの間では通訳を介してすることが多いとは思いますが、ルクセンブルクのような他ドナーとの間では、通訳を介さずに直接英語等でコミュニケーションをすることが多いのではないかと推測している。)

カ 国立司法研修所訪問及び講義

国立司法研修所を訪問し、同センターの学生に対して、「ラオスと日本の司法

機関の比較について」及び「日本とラオスの捜索に関する規定の比較」をテーマとして講義を行った。

私は「ラオスと日本の司法機関の比較について」の講義を担当したが、学生らがラオスの司法機関については深く理解している前提で、日本の司法機関の組織を中心とした説明を淡々と行ってしまった。このため、学生らがほとんどついて来ていなかったように感じられたところ、準備した資料に拘らずに、学生らの理解度を確認しながら柔軟に講義を行えばよかったと反省した（これが正に、上記イで司法省法律審査局局長がおっしゃられていた「相手方に寄り添わない役に立たない支援」になっていたと思われる。）。

キ ラオス国立大学法政治学部訪問

ラオス国立大学法政治学部を訪問し、同学部の学部長から、現在の法整備プロジェクトの状況等について説明を受けた後、意見交換を行った。

日本人はラオス人目線で真摯に議論をしてくれる、ラオスのことを本気で考えてくれるといった趣旨の発言をされており、日本の支援内容を強く信頼しているように感じられた。

ク JICAラオス事務所表敬

JICAラオス事務所を表敬し、同事務所の次長からラオスへの支援状況等について説明を受けた後、意見交換を行った。

意見交換の際、ラオス人は争いごとを嫌うという性格から、こちらが提案・助言した内容について、本当は良く思っていないにもかかわらず、笑顔で聞き流されてしまうことがあり、提案・助言が役に立たないこともあるところ、ラオスの支援に当たっては、本音を引き出すのが重要であり、長期間現地に駐在して関係性を作っていくという日本の支援のやり方が合っているといった趣旨の回答を頂いた。この回答については、上記イの司法省表敬の際と同様、日本式の法整備支援のやり方が有意義なものであると感じ、深く印象に残っている。

3 国内研修（国外研修後）

各研修員から、国外研修を受けるに当たって各自で設定した課題について発表を行い、当該発表内容に関して、国際協力部の部長、副部長及び国内研修で講義をしていた国際協力部の教官と質疑応答を行った。

同じ研修を受けたにもかかわらず、それぞれの研修員で異なる観点による発表がなされ、大変参考になった。

第3 全体を通じての所感について

私が本研修に参加することとなった話を聞いた時点では、「法整備支援」についての認識としては、「国際貢献の一環として、法務省で行っている業務の一つ」といった程度であり、誰が何をどのようにやっているかという具体的なところは全く知らなかった。

上記第2の1の国内研修において、法務省から支援対象国に派遣したJICA長期派

遣専門家を中心に、相手国のカウンターパートと密接にコミュニケーションを図り、相手国に寄り添って支援を行う体制であるということを理解した。他方で、インターネットが普及した現代においては、支援対象国とされている国においても容易に日本法の情報を得られるはずであるし、支援対象国に日本語を理解することができる者さえいれば、分からないところがあった際にメール等で教える程度の体制でも十分支援になるのではないか、コストも時間もかかるので寄り添わなくてもよいのではないか、といった疑問も感じた。そこで、日本型の法整備支援のやり方について、どれほどの意義があるのかを中心に学んでこようという意識を持って、国外研修を受けることとした。

その結果、まず上述した「日本語を理解することができる者さえいれば」というところが、非常に難しいものであるということを感じた。もちろん、支援対象国においても日本語を理解する通訳がおり、長期派遣専門家も基本的には通訳を介して支援対象国の法律家とコミュニケーションを取っているものの、特に法律分野については、通訳の方の訳し方によって誤解を生むことが多くあるため、相手がどのように理解しているかを確認しながらコミュニケーションを取ることが重要である旨を長期派遣専門家もJICAベトナム事務所次長も発言されていたことが印象的であった。

また、上記第2(2)イ及びキでも記述したように、日本が相手国に寄り添っていることによって、相手国が日本を信頼しているように思われたところ、この信頼があるからこそ、日本の専門家が言っていることを理解しよう、日本の法律を学ぼう、といった姿勢になっているように感じた(上述したような、「分からないところがあった際にメール等で教える程度の体制」では、信頼を得ることができないので、日本に教えてもらおうとも思わないことが推測されるし、仮に日本側に質問したとして、その回答に理解できないところがあった場合には「日本がおかしい」と思われるのではないかと推測される。)。このことから、仮に上述した言葉の壁を乗り越えられたとしても、「信頼関係の構築」という観点において、日本型の法整備支援は有意義なものであると感じた。

第4 終わりに

上記第3でも記述したとおり、法整備支援について全く知識のなかった自分が日本の行う法整備支援の意義を直接的に感じる事ができたところ、本研修は、仮に今後法整備支援に直接関わる事がなかったとしても、法務省職員として大変有意義かつ貴重な経験となったと思う。また、本研修を受けたことを契機として、今後も法整備支援の状況等を本誌等により注視したいと考えている。

最後に、本研修においては、国際協力部の皆様並びにベトナム・ラオスの長期派遣専門家及びJICAプロジェクト事務所の皆様には大変お世話になったところ、この場をお借りして厚く御礼申し上げたい。

そして、多忙な時期にもかかわらず、2週間もの間、本研修に送り出していただいた法務省民事局の皆様には感謝を申し上げ、本稿を締めくくるとしたい。

平成30年度国際協力人材育成研修員名簿

List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

1	福 永 宏
	Mr. FUKUNAGA Hiroshi
	法務省民事局付 Government Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice
2	太 田 裕 介
	Mr. OTA Yusuke
	法務省民事局総務課登記情報第8係長 Chief of the 8th Registry Information Section of the General Affairs Division, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice
3	市 川 聖
	Mr. ICHIKAWA Satoru
	東京法務局人権擁護部第2課調査救済第3係長 Chief of the 3rd Investigation and Remedies Section of the 2nd Division, the Human Rights Department, Tokyo District Legal Affairs Bureau
4	後 藤 圭 介
	Mr. GOTO Keisuke
	東京地方検察庁検事 Public Prosecutor, Tokyo District Public Prosecutors Office
5	濱 田 修
	Mr. HAMADA Shu
	大阪地方検察庁堺支部検事 Public Prosecutor, Sakai Branch, Osaka District Public Prosecutors Office
6	松 井 あゆみ
	Ms. MATSUI Ayumi
	宇都宮地方検察庁検事 Public Prosecutor, Utsunomiya District Public Prosecutors Office
7	北 島 亮 太 郎
	Mr. KITAJIMA Ryotaro
	さいたま地方検察庁検察事務官 Public Prosecutor's Assistant Officer, Saitama District Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 福岡 文恵(FUKUOKA Fumie)

国際協力専門官/Administrative Staff 執行 優里(SHIGYO Yuri)

平成30年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	午前	12:00 午後	18:00	備考		
11 / 4	16:00 法務総合研究所宿泊棟(国際法務総合センター内)入寮			東京泊		
11 / 5	9:45 研修員挨拶 部長室ほか 国際協力部	10:00 研修員自己紹介等 国際協力部	10:45 講義「法務省の法整備支援」 国際協力部教官 国際協力部	13:00 講義「各国法整備支援の概要1」 国際協力部教官(各国担当教官) 国際協力部	16:00 講話 国際協力部長 国際協力部	東京泊
11 / 6	9:45 講義「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部	11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」 国際協力部副部長 国際協力部	13:00 講義「各国法整備支援の概要2」 国際協力部教官(各国担当教官) 国際協力部	16:00 海外研修オリエンテーション 国際協力部教官(担当教官) 国際協力専門官(担当専門官) 国際協力部	東京泊	
11 / 7	羽田空港発 ハノイ着 日本(東京)8:55発 ベトナム(ハノイ)13:10着(便名NH857)			15:30 ベトナム長期派遣専門家との意見交換 ベトナムJICAプロジェクト事務所	ハノイ泊	
11 / 8	8:00 刑事事件公判傍聴、傍聴を踏まえたワーキングセッション バクニン省人民裁判所、バクニン省人民検察院			15:30 最高人民検察院表敬	ハノイ泊	
11 / 9	9:00 研修員講義・意見交換 ハノイ法科大学日本法教育研究センター		14:30 JICAベトナム事務所表敬		ハノイ泊	
11 / 10				ハノイ泊		
11 / 11	ハノイ発 ビエンチャン着 ベトナム(ハノイ)9:35発 ラオス(ビエンチャン)10:50着(便名VN921)				ビエンチャン泊	
11 / 12	9:00 ラオス長期派遣専門家との意見交換 ラオスJICAプロジェクト事務所	10:30 司法省表敬	13:30 SWG活動見学等	15:00 意見交換 ラオス国立大学日本法教育研究センター	16:00 ルクセンブルグプロジェクトオフィス見学等	ビエンチャン泊
11 / 13	9:00 研修員講義・意見交換	国立司法研修所	14:00 ラオス国立大学法政治学部訪問	16:20 JICAラオス事務所表敬	ラオス(ビエンチャン)20:30発 タイ(バンコク)21:35着 (便名TG575)	
11 / 14	タイ(バンコク)0:30発 日本(成田)8:25着 (便名NH808)	資料整理・レポート作成			東京泊	
11 / 15	9:45 課題発表・総括質疑応答 国際協力部	13:15 閉講式 国際協力部	原庁へ			